

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、FSC-COC 規格(FSC-STD-40-004 V3-1)で示されるFSC中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため、以下の方針を表明します。

- ・児童労働の禁止
国内法令によって定められている最低年齢に満たない児童を就労させません。
- ・強制労働の禁止
個人の意思に反して労働を強制することを禁止します。
- ・雇用及び職業による差別の撤廃
労働者の公正かつ公平な待遇を支援するとともに差別や嫌がらせを撤廃します。
- ・結社の自由及び団体交渉権の尊重
労使間で円滑な意思疎通を図り結社の自由および団体交渉権の権利を尊重します。

2022年3月1日
大和紙料株式会社
高槻事業部
部長 塩瀬康夫